

平成26年度私立幼稚園就園奨励補助について

七ヶ浜町教育委員会

保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園を通じて入園料と保育料の一部を助成します。

なお、平成25年度より、平成22年度の税制改正において、個人住民税の扶養控除（16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除上乘せ分）が廃止されたことによる税額の変動の影響を極力排除した方法（扶養している子供の人数に応じて、減免区分が決定する方法）へ変更しております。

◎対象となる世帯

七ヶ浜町内に住所を有し、3歳児から5歳児（平成26年4月1日現在の年齢）を私立幼稚園（認定こども園の幼稚園を含む）に通園させている世帯

◎補助金年額（限度額）

（単位：円）

同一世帯から幼稚園に通っている人数 平成26年度 町民税額（年額）	小学校1～3年生の兄姉が いない世帯			小学校1～3年生の兄姉が いる世帯	
	同一世帯 1人目	同一世帯 2人目	同一世帯 3人目以降	同一世帯 1人目	同一世帯から 2人目以降 または 小学1～3年生 の兄姉が2人 以上
① 生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
② 町民税非課税世帯	199,200	253,000	308,000	253,000	308,000
③ 町民税所得割非課税世帯					
④ 当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割課税額が以下のと おりの額である世帯 34,500円 + (16歳未満の扶養 親族数 × 21,300円) + (16歳 以上19歳未満の扶養親族数 × 11,100円) 以下 ※裏面の所得割額早見表を参照 ください。	115,200	211,000	308,000	211,000	308,000
⑤ 当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割課税額が以下のと おりの額である世帯 171,600円 + (16歳未満の扶養 親族数 × 19,800円) + (16歳 以上19歳未満の扶養親族数 × 7,200円) 以下 ※裏面の所得割額早見表を参照 ください。	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000
上記区分以外の世帯	10,000	154,000	308,000	154,000	308,000

(注意)

- 1 上の表の金額がそのまま支給されるとは限りません。入園料と保育料の合計額(年額)が上の表の額を下回る場合は、その額が支給額となります。
- 2 町民税所得割額は、園児を扶養している方が複数いる場合は、その額を合算します。
- 3 年度途中に入退園や転出入等された方は、補助額を月割計算します。
- 4 階層区分、補助額は変更になる場合があります。
- 5 市町村民税未申告の方は補助を受けることができません。

【所得割額早見表(参考)】

19歳未満の扶養親族の数			町民税所得割額	
	16歳未満 (H10.1.2~H25.12.31)	16歳以上19歳未満 (H7.1.2~H10.1.1)	④区分	⑤区分
1人	1人	0人	55,800	191,400
2人	1人	1人	66,900	198,600
	2人	0人	77,100	211,200
3人	1人	2人	78,000	205,800
	2人	1人	88,200	218,400
	3人	0人	98,400	231,000
4人	1人	3人	89,100	213,000
	2人	2人	99,300	225,600
	3人	1人	109,500	238,200
	4人	0人	119,700	250,800
5人	1人	4人	100,200	220,200
	2人	3人	110,400	232,800
	3人	2人	120,600	245,400
	4人	1人	130,800	258,000
	5人	0人	141,000	270,600

◎添付書類

平成26年1月1日以前から七ヶ浜町に住所を有している世帯は、書類の添付は不要です。それ以外の世帯は、次の書類のどちらかを必ず添付して提出してください。

- ・平成26年度市町村民税課税証明書(非課税の方は非課税証明書)
- ・平成26年度市町村民税税額通知書(写し可)

※平成25年度の証明書は不可です。以前の住所地で平成26年度の証明書の発行がまだの場合は、発行され次第提出してください。(「保育料等減免措置に関する調書」のみ提出してください。)

◎お問い合わせ先 七ヶ浜町教育委員会 教育総務課 大内 Ⅱ：357-7440